

岐阜中央病院倫理要綱

I. 職業倫理

医療者としてその業務の重大性を認識し、岐阜中央病院理念に基づき職業倫理を定める。

1. 患者さんの人格の尊厳と権利を尊重し、患者さん中心の医療を提供するように努めます。
2. 最良の医療を提供する為に、知識ならびに技術習得に努めます。
3. 患者さんのプライバシーを尊重し、職務上の守秘義務を遵守します。
4. 互いの立場を尊重し、協働して良質な医療を推進します。
5. 医療の公共性を重んじ、地域医療に貢献するとともに法規範を遵守します。

II. 臨床倫理

患者さんの人権を尊重し、人類愛に基づき、最善の医療を平等に提供する。

1. 人権の擁護

- 1) 知る権利について十分な情報の提供と説明を行い、同意を得るように努めます。
- 2) 守秘義務の徹底と個人情報保護に心掛けます。

2. 自己決定権の尊重

- 1) 治療方法の選択や決定について、十分な情報提供を行い、支援します。
また、他医療機関へのセカンドオピニオンの要請にも対応します。

3. 倫理審査委員会での審議結果に基づいた医療を提供します。

- 1) 安楽死、終末期医療、延命治療など生命の尊厳に関する問題。
- 2) 宗教に関する問題（輸血など）。
- 3) 医療行為の妥当性に関する問題。